

くらし・行政

臨時保育士募集のお知らせ

高齢児童課 ☎内線153

市では、保育所で臨時に保育士が必要になった場合に勤務していただく方を募集しています。

応募資格 保育士資格をお持ちの方（資格取得見込みの方も含みます）

選考方法 面接（随時）

必要書類 履歴書（写真貼付）、資格証の写し

※詳しくは、お問い合わせください。

公営・特定公共賃貸住宅の入居者を募集します

都市整備課 ☎内線243

公営住宅（収入月額20万円未満の方）、特定公共賃貸住宅（収入月額20万円以上の方）を対象とした市営住宅の入居者を募集します。

（詳細は申込期間中、ホームページに掲載しています。）

入居資格
①同居または同居しようとする親族のある方

②収入の基準を満たす方

③住宅を必要としている方

申込期間

公営住宅 8月1日（月）～12日（金）
特定公共賃貸住宅については、随時受付します。

ケアポート庄川職員の募集

ケアポート庄川 ☎82-6868

平成18年4月からケアポート庄川で働いていただく職員を募集します。

職種（有資格者または取得見込みの方）
看護師（准看護師含む）……若干名
理学・作業療法士・言語聴覚士……若干名

介護士（介護福祉士）……若干名
（昭和45年4月2日以降に生まれた方）

募集締切 8月19日（金）

試験日 8月24日（水）

試験科目 一般、作文、面接

施設見学日 8月10日（水）

午前9時～午後4時

1日ミニドック健診が利用しやすくなりました

市民課 ☎内線138

病気の早期発見と治療を目的に日帰りできる総合健診を行っています。この機会にあなたの健康管理を見つめ直してみませんか？

健診日 毎週月～金曜日

午前8時30分～（約半日程度）

実施場所・健診内容についてのお問合せ先 砺波市健康センター3階健診センター（砺波総合病院内） ☎32-3320（内線3300）まで。

申込先 市民課国保年金係まで

☎33-1111（内線139）

☎82-1902
庄川支所市民福祉課

※必ず1日ミニドック健診希望者の

お盆のごみ収集のお知らせ

生活環境課 ☎内線142

●燃えるごみの収集

8月14日（日）～15日（月）の2日間、休ませていただきます。
休止期間に該当する場合は、次回の収集日をご利用ください。

国民健康保険高齢受給者 老人医療受給者の皆さんへ

2割負担となる
一定以上所得者の
所得基準が
変わります

地方税法の一部改正により、配偶者特別控除が廃止されたことに伴って、国民健康保険高齢受給者及び老人医療受給者の一定以上所得者の判定基準が改められました。改正点は次のとおりです。

		改正前	改正後
2割負担となる一定以上判定の所得※基準		124万円以上	145万円以上
申請により1割になる収入額の基準	a. 高齢者単身世帯（70歳以上が1人のみ）	450万円未満	484万円未満
	b. 高齢者複数世帯（70歳以上が2人以上）	637万円未満	621万円未満

※所得とは市・県民税の課税標準額をいいます。

この改正は平成17年8月から適用になります。詳しくは下記までお問い合わせください。

市民課国保年金係 ☎33-1111（☎内線136～139）
庄川支所市民福祉課 ☎82-1902

旨をお話してください。

対象者 市内在住で勤務先等で受診する機会のない方

各日定員 5名程度

申込締切日 9月1日～9月末日分の受診希望は8月19日（金）まで。

検査費用 8,000円

（自己負担となります。）

検査内容 身体計測、眼科・聴力、呼吸器、循環器、消化器、肝機能、脂質検査、尿・腎臓機能検査、血液一般検査、血糖検査

※その他、オプション検査があります。

税関からのお知らせ

大阪税関 伏木税関支署

☎0766-44-6173

◇終戦後、外地から引き揚げてこられた方々が上陸地の税関または海運局に預けられた通貨・証券。

◇外地から引き揚げの際に総領事館などに預けられた証券。

◇その他免許証、卒業証書等。
お心あたりの方はお問い合わせください。ご本人だけでなく、ご家族の方にもお返ししています。

非核平和都市宣言

砺波市民は、豊富な水と花や緑に恵まれた故郷の自然を愛し、世界の人々との相互理解と友好親善を深めながら、平和なまちづくりを目指しています。私たちは、薄れつつある戦争の記憶を常に新たにし、平和の尊さを確かめていかなければなりません。よって砺波市は、憲法にうたわれている平和のうちに生存する権利を確立するため、ここに「非核平和都市」を宣言します。

一、私たちは、すべての核兵器の緊急な廃絶を全世界に強く訴えます

一、私たちは、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を将来にわたって守ります

一、私たちは、未来を託す子どもたちに戦争の悲惨さを語り伝え、平和教育の推進に努めます

【6月28日の砺波市議会本会議で、

「非核平和都市宣言」が議決・制定されました。】

(趣旨)

東西の冷戦終結後も、世界の各地において、民族や宗教等の対立による紛争が続いています。また、近年はテロリストによる脅威など、憲法前文に掲げられている、全世界の人が「平和に生存する権利」が、未だ確立されているとは、言いがたい状況です。今年、終戦60年を迎えるとともに、日本は、世界で唯一の核被爆国であり、被爆60年にもあたります。戦争の悲惨さを風化させることなく未来を託す子ども達に伝えていくことは、今を生きる私達の大切な責務です。そのため、人類共通の願いである核兵器の廃絶と世界の恒久平和への誓いを込めて、「非核平和都市宣言」を行いました。

消防署からのお知らせ

砺波消防署 ☎33-0119

花火による 火災防止のお願い

夏になり、家の庭などで子供たちが花火をしているのをよく見かけます。しかし、家庭で気軽に楽しめる花火でも正しく取扱わないと火事になったり、火傷を負ったりするなどの事故につながりかねません。たかが花火と思うず花火をする時には必ず次のことに注意しましょう。

- 1、花火を、人や家に向けたり燃えやすいものがある場所で遊ぶのはやめましょう。
- 2、風の強い時はやめましょう。
- 3、沢山の花火に一度に火をつけるのは危険なのでやめましょう。
- 4、正しい位置、正しい方法で点火しましょう。
- 5、吹き出し、打ち上げ花火などの筒は途中で消えても筒をのぞかないようにしましょう。
- 6、花火は絶対にほぐしたり、別種の花火を混ぜるのは大変危険ですからやめましょう。
- 7、子供だけでなく大人と一緒に遊びましょう。

花火にはルールがあります。花火遊びは迷惑にならない場所と時間と後始末を合言葉に、遊び終わったら花火のゴミは必ず持ち帰りましょう。

戦没者等遺族特別弔慰金についてのご案内

先の大戦で公務等のため国に殉じた、もとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、終戦60周年という節目の機会をとらえ、その遺族に対して国として改めて弔意を表すため、特別弔慰金(額面40万円、10年償還の記名国債)が支給されます。

●請求窓口

市民が請求者となる場合は、本庁舎社会福祉課または庄川支所市民福祉課が窓口です。

請求期限は平成20年3月31日です。支給対象であることを確認(右欄の1~12の要件を参照ください。)し、窓口で請求書類をお受け取りください。なお、前回特別弔慰金を受給された方へは、8月上旬に郵便でご案内いたします。

●支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、右記の順番による先順位のご遺族お一人(*1)に特別弔慰金が支給されます。ただし、戦没者等の死亡当時生まれていた遺族で、公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない場合に限られます。

なお、支給対象者の判断は、平成17年4月1日を基準日とします。

1. 援護法による弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の父母：要件あり(*2)
4. 戦没者等の孫：要件あり(*2)
5. 戦没者等の祖父母：要件あり(*2)
6. 戦没者等の兄弟姉妹：要件あり(*2)
7. 戦没者等の父母(3以外)
8. 戦没者等の孫(4以外)
9. 戦没者等の祖父母(5以外)
10. 戦没者等の兄弟姉妹(6以外)
11. 上記以外の三親等内親族(*3)：葬祭を行ったもの
12. 上記以外の三親等内親族(*3)

(*1) 同順位の遺族が数人いる場合は、権利者全員の同意(署名押印)が必要です。

(*2) 次の要件をすべて満たしている場合に適用

1. 戦没者の死亡当時、戦没者と生計関係を有していること
2. 平成17年4月1日において、遺族以外の者の養子になっていないこと
3. 平成17年4月1日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと、または遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと

(*3) 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していたもの

問合せ 社会福祉課 ☎内線126

児童扶養手当 特別児童扶養手当 ひとり親家庭等医療 についてのお知らせ

社会福祉課 ☎内線124

児童扶養手当について

離婚や父親が死亡し、父親と生計を同じくしていない、または父親が重度障害者になった場合（公的年金を受給している場合は除く）で、18歳未満の児童を養育する母、またはその養育者に支給されます。（ただし所得制限があります。）

特別児童扶養手当について

身体、精神に重度または中度の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育する父もしくは母、またはその児童の養育者に支給されます。（ただし所得制限があります。）

ひとり親家庭等の医療費助成について

ひとり親家庭等の生活基盤の安定と保健福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等に対して医療費を助成しています。助成を受ける時は、あらかじめ申請が必要です。

児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当の所得状況届、ひとり親家庭等医療の更新の時期がやってきました

児童扶養手当受給者は現況届を、特別児童扶養手当受給者は所得状況届を提出しなければなりません。もし、これらの届出がない場合は、8月分以降の手当が支給されなくなります。現在、所得制限により手当の支給を受けていない方も、今後、所得が制限以下になった場合は手当を受けることができますので、必ず手続きをしてください。

また、ひとり親家庭等医療の受給資格者は、毎年受給資格証の更新申請が必要です。

●現況届及び更新申請受付日 (児童扶養手当、ひとり親医療)

8月3日(水)～8月19日(金)
午前8時30分～午後5時
※土・日曜日は除きます。

●所得状況届受付日(特別児童扶養手当)

8月10日(水)～9月9日(金)
午前8時30分～午後5時
※土・日曜日は除きます。

●受付場所

社会福祉課支援係

※必要書類等については、8月初旬、各受給者の方に直接郵送します。

子ども達のすこやかな 成長を願って

教育総務課 ☎82-11903

第1回地区相談会のご案内

お子さんの発達や行動などで心配なこと、困っていることを気軽に相談してください。

保健、福祉、医療、教育の各分野

の専門家が相談にあたります。

*相談の秘密は守ります。

*相談は無料です。

とき 8月11日(木)

午後1時30分～4時

場所 庄川生涯学習センター

(庄川ふれあいセンター)

対象者 3歳～18歳まで

相談支援スタッフ

教育相談コーディネーター、厚生

センター、健康センター、福祉施設、

児童相談所、病院、保育所、幼稚園、

小中学校、養護学校各職員

相談の申し込み・問い合わせは砺波

市教育委員会教育総務課まで

申込締切 8月5日(金)まで

高齢者入浴施設等利用券 ご利用の方へ

高齢児童課 ☎内線156

6月25日から、公衆浴場の料金が370円に改正となりました。

現在、高齢者入浴施設等利用券を

ご利用の方が、公衆浴場を利用される

場合には、現在の350円分の利用

券で入浴できます。

ただし、現金の場合は、通常どおり

370円の料金となりますのでご了承

ください。

また、高齢者入浴施設等利用券事

業については、広報5月号に掲載し

てありますのでご覧ください。

新たな「とやま名物」 アイデアコンテストの募集

企業地産推進室 ☎内線403

第2のます寿しをめざせ!!

富山県の、新たな「食のとやまブランド」として全国にアピールできる食品のアイデアを募集します。

優れたアイデアは、実際に試作するほか県食品研究所を中心に特産化に向けた研究開発を進めます。

応募方法

応募用紙に必要な事項を明記のうえ、

食品の写真かイラストまたはイメージ

図を添えて、郵送かFAXまたはE

メールでご応募ください。

※応募用紙は、砺波市役所正面玄関

ロビー及び企業地産推進室に掲出

してあります。

応募とお問合せ先

〒939-8153 富山市吉岡36

0番地 (社)富山県食品産業協会
新たな「とやま名物」アイデアコンテスト係

☎076-429-7380

FAX 076-429-7390

E-mail

t-food-id@muabiglobe.ne.jp

締めきり 8月31日(水)必着

富山県統計グラフコンクール 作品募集

県統計調査課

☎076-444-3190

応募区分・応募作品の規格等についての詳細については、県統計調査課にお問い合わせいただくか、同課ホームページをご覧ください。

応募締切 9月7日(水) 必着

応募先 〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

県統計調査課統計情報係

特別障害者手当、障害児福祉手当についての お知らせ

社会福祉課福祉係 ☎内線124

特別障害者手当

20歳以上であって、重度の障害が2つ以上重複しているなどのため、在宅での日常生活において常時介護を必要とする方に手当が支給されます。（施設に入所している時や病院に3ヶ月継続して入院している時は、支給されません。）ただし、所得制限があります。

障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする方に手当が支給されます。（施設に入所している時および障害を支給事由とする年金給付を受けている時は支給されません。）ただし、所得制限があります。

申請手続きについて

まだ手当を受給していない方で、上記の支給要件を満たしている方は、申請についてご相談ください。

特別障害者手当、障害者福祉手当の 現況届について

手当を受給中の方は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。届けを提出しないと、8月分以降の手当の支給が停止されますのでご注意ください。現況届の用紙は、8月初旬に郵送でお届けします。

その他各種届出について

現在、手当を受給している方で次の事項に該当された方は届け出が必要です。届け出がない場合、手当を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

- ①住所または氏名を変更したとき。
- ②障害者年金を受給するようになったとき。
- ③亡くなられたとき。
- ④施設に入所したとき。
- ⑤特別障害者手当を受給している方で病院に3ヶ月以上入院される場合

障害者社会参加促進事業について

自動車操作訓練費の助成

身体障害者の方が自動車の運転免許を取得するため、自動車学校において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します。

対象 身体障害者手帳保持者で、運転に必要な適性検査に合格した方。

助成額 身体障害者の方が属する世帯の所得税額に応じて助成します。

自動車改造費の助成

身体障害者の方が就職等に伴い、みずからが所有し運転する自動車の操作、装置等を改造する必要がある場合、費用の一部を助成します。

補助限度額 10万円（所得制限があります。）

「ベビーカー 車椅子にも 笑顔の道を」

8月は「道路ふれあい月間」

土木課 ☎内線231・233

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」とし、日頃利用される道路の役割や大切さを認識していただくことを目的に、8月10日を「道の日」として制定しています。皆さんが普段通勤・通学に使っている「道路」、もし、その道路が無ければ、どのように感じられるでしょうか？

道路は私たちの日常生活において、無くてはならない財産ですが、普段何気なく通っているため、その大切さが見過ごされがちです。魅力ある街づくりに必要な「道路」、誰もが

使う大切な「道路」、いつも快適に利用したいものです。皆さんの道路に対するご理解と、道路環境美化にご協力をお願いします。

砺波市小・中学校科学作品展

教育センター ☎82・5970

砺波市内の小・中学校が、夏休みでなくてはできない長期間にわたる植物や昆虫の観察、日頃感じている疑問についての実験・考察などを科学作品としてまとめます。科学への旺盛な探究心と豊かな創造力、研究への努力などをぜひご覧ください。ご来場をお待ちしております。

とき 9月10日（土）、11日（日）
場所 チューリップ四季彩館ホール

第6回となみ野散居村フォト コンテスト作品募集

チューリップ四季彩館内（財）砺波市花と緑の財団 ☎33・7716

となみ野の「散居村」（四季の自然祭り・イベント、生活など）をテーマに、散居または屋敷林を写してある作品を募集します。（見事、散居村大賞に輝いた方には賞金20万円！）
応募規定 モノ・クロ、カラーで4つ切りフチ有プリントとし、未発表の作品に限ります。

作品の裏面に応募票を添付の上、ご応募ください。詳細はお問い合わせください。

応募先 （財）砺波市花と緑の財団
応募期間 平成18年1月9日（月）～2月20日（月）

もしもの時は 一時保育をご利用ください

高齢児童課 ☎内線152

保護者の方が、病気や冠婚葬祭などの特別な理由で家庭での保育が一時的に困難になる場合は、保育所で一時的にお子さんをお預かりします。
実施保育所

油田保育所	☎33-1540
北部保育所	☎33-7720
太田保育所	☎33-6233
東般若保育園	☎37-0005

保育時間 月～金曜日

午前8時30分～午後4時30分
基本料金 1日2千円（昼食有り）
半日1千円（昼食無し）

* 高齢児童課、または各保育所にある申込書で申し込みください。

自衛官(学生)募集

自衛隊砺波募集案内所(本町76)

☎33-3797

募集種目

一般曹候補学生 高卒(見込みを含みます)で24歳未満の方

曹候補士 高卒(見込みを含みます)で27歳未満の方

航空学生 高卒(見込みを含みます)で21歳未満の方

募集期間 8月1日(月)～9月8日(木)

*Eメールでも資料請求できます。

Eメールアドレス

recruit1@toyama.pio.jda.go.jp

生きがいセンター庄川高砂会館

砺波市庄川町金屋若黒35-1

☎82-6486

高砂会館では心身の健康と生きがいのある毎日を送るため、語らいながら楽しく活動する仲間を年間を通して募集しています。

休館日 日曜日・月曜日・祝祭日

陶芸部 毎火曜日 午前9時

アートフラワー部 毎水曜日 午後1時

木工部 毎木曜日 午前9時

手芸部 毎木曜日 午前9時

園芸部 毎金曜日 午前9時

書道部 毎金曜日 午後1時

茶道部 土曜日(月2回) 午前9時

在宅高齢者の寝具洗濯消毒乾燥サービスを行います

高齢児童課

☎内線157

普段小まめに布団などの乾燥ができない高齢者世帯等に対し、寝具の洗濯、消毒、乾燥サービスを実施します。

●利用できる対象者

市内に住所がある方で

①65歳以上のひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯で、要介護認定1以上に認定された方

②身体障害者手帳1、2級の寝たきり肢体不自由な方

※昨年度と一部対象者が変わりましたのでご注意ください。

●対象となる寝具

敷布団、掛け布団(羽毛、羊毛も可)、毛布、マットレス(コイルや磁気のないもの)のうち、3枚まで利用できます。

●実施内容

市から委託した業者が、午前中に利用者宅を訪問し寝具を集め、その日の夕方までに洗濯、消毒、乾燥したものをお届けします。

●実施時期

8月20日から9月30日までの間で地区毎に集配します。

●利用申請の方法

申請書に必要事項を記入のうえ、市役所高齢児童課、または庄川支所市民福祉課に申し込みください。

犬の散歩はマナーを守って!

生活環境課

☎内線142

犬の散歩中に、道端や公園で「ふん」をしても持ち帰らない飼い主が多く見られます。

家族の一員として、次のことを守って散歩させましょう。

●放し飼いは絶対にやめましょう。

●食事や散歩をしっかり行い、愛情を持って飼いましょう。

●去勢手術などを利用し、捨て犬を防ぎましょう。

●散歩中は必ずスコップとビニール袋を持ち、「ふん」を持ち帰りましょう。

飼い主は責任を持って犬を飼育し、他人に迷惑や危害を与えないようにしましょう。

8月の年金相談

時間延長と休日開設のご案内!

県内の社会保険事務所では、下記のとおり年金相談を実施します。(富山年金相談センターは除きます。)

1. 月曜日の時間延長……受付時間 午後7時まで

●毎週月曜日に延長する窓口

……富山社会保険事務所、高岡社会保険事務所

●第2・第4月曜日のみ延長する窓口

……魚津社会保険事務所、砺波事務所

2. 休日における年金相談の実施

……午前9時～午後4時30分

●毎月第2・第3土曜日に開庁する窓口

……富山社会保険事務所、高岡社会保険事務所

●毎月第2土曜日のみ開庁する窓口

……魚津社会保険事務所、砺波事務所

3. お盆時期の平日[8月9日(火)から12日(金)]

においてはすべての社会保険事務所で、時間延長(受付時間午後7時まで)を実施します。

問合せ 市民課国保年金係 ☎内線138

※詳しくは、砺波事務所(☎33-1165)へお尋ねください。

砺波市成人式は

平成18年1月8日(日)



砺波市文化会館太ホールで行います。

問合せ 生涯学習課 ☎82-1904